明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

平成27年
11月
目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第六六四八号から第六六六六号まで
号外　第二四八号から第二六九号まで
特第二九号から特第三〇号まで

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◎凡例
1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

政令

		日	号外	ページ
三七二	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行期日を定める政令	一一	254	三
三七三	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令	一一	254	三
三七四	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一一	254	四
三七五	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令	一一	254	四
三七六	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令	一一	254	四
三七七	水銀による環境の汚染の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令	一一	254	五
三七八	水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令	一一	254	六
三七九	大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令	一一	254	七
三八〇	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令	一一	254	八
三八一	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	一三	257	三
三八二	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	一三	257	三
三八三	水防法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	一三	257	六
三八四	下水道法施行令及び公害防止事業費事業者負担法施行令の一部を改正する政令	一三	257	六
三八五	高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令	一八		二
三八六	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部を改正する政令	一八		二
三八七	消費者安全法施行令の一部を改正する政令	二〇		二
三八八	郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	二〇		二
三八九	民間事業者による信書の送達に関する法律第三十七条の審議会等を定める政令の一部を改正する政令	二〇		二
三九〇	行政不服審査法の施行期日を定める政令	二六	265	二
三九一	行政不服審査法施行令	二六	265	二
三九二	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	二六	265	八
三九三	犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第四十四条において準用する行政不服審査法第三十八条第四項の規定により納付すべき手数料に関する政令	二六	265	三八
三九四	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行令	二六	265	三八
三九五	日本銀行法施行令の一部を改正する政令	二六	265	三九
三九六	関税法施行令の一部を改正する政令	二七		二
三九七	バター等に対して課する輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税に関する規定の平成二十七年度における適用の停止を定める政令	二七		二
三九八	自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令	二七		三

内閣官房令・省令

	○内閣官房、法務省			
一	矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律第四条第一項の規定による矯正医官の兼業等に関する規則	二		一

府令

	○内閣府			
六一	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令	九		二
六二	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則	一一	254	三四
六三	消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令	一一	254	三七
六四	内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令	一一	254	三八